



誰にも言えず、次のようなことで ひとりで悩んでいませんか？

等相談窓口

DV(配偶者・パートナーからの暴力)

- ・身体的暴力(殴る、蹴る、物を投げつける)
 - ・精神的暴力(大声で怒鳴る、無視する、屈辱的な発言で傷つける)
 - ・性的暴力(性行為の強要、避妊に協力しない)
 - ・経済的暴力(生活費を渡さない、借金をさせる)
 - ・社会的暴力(友人との付き合いを制限する、電話やメールの内容を細かくチェックする)
- ***身体的暴力はエスカレートしていき、命を奪われてしまう危険性もあります。***
家庭に子どもがいる場合、子どもの心身にも深刻な影響を与えます。

セクシャルハラスメント(性的な嫌がらせ・相手の望まない性的言動)

- ・性的な冗談やからかい
 - ・食事やデートへの執拗な誘い
 - ・身体への不必要な接触
 - ・性的関係の強要
 - ・性的な噂の流布
- ***我慢したり無視したりするとさらに悪化させてしまうかもしれません。***

あなたの「悩み」「辛さ」を語る場があります。一緒に考えていきましょう。秘密は厳守されます。

相談窓口	電話番号	受付時間
配偶者暴力相談支援センター(京築)	0930-23-2460	月～金/8:30～17:15(祝日を除く)
福岡県女性相談所専用電話 *平成27年3月31日廃止	092-711-9874	月～金/9:00～17:15(祝日を除く)
福岡県配偶者からの暴力相談電話	092-716-0424 *平成27年4月25日 から 092-663-8724に変更	月～金/17:00～24:00 土・日・祝/9:00～24:00
福岡県男女共同参画センター 「あすばる」総合相談電話 *平成27年4月1日から 「福岡県あすばる女性相談 ホットライン」として開設 (電話番号変更なし)	092-584-1266	9:30～16:00(休館日を除く) 18:00～20:30も可※祝日ではない 金曜日のみ(休館日:第4月曜日を除く月曜日※8月は 月曜日も開館、8月13日～15日) *平成27年4月1日から9:00～17:00 ※金曜日は夜間(18:00～20:30)も相談できます。 (8月13日～15日及び年末年始を除く)
築上町役場 人権課	0930-52-0001	月～金/8:30～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

男女共同参画啓発4コマ漫画 ***認めあい・支えあい・ともに輝く***

女性の意見を会議にも Vol.1



業務を行う上で、男性の意見ばかりでなく女性の意見も反映させるためには、女性にも機会を与えることが大切です。自治会活動等身近な意見決定の場でも、女性が意見を述べやすい環境をつくり、男女の意見を平等に反映させ、ともに能力を発揮し、参加・参画していくことが必要です。

町民の皆様にも男女共同参画社会づくりを、もっと身近なものとして感じていただくため、もっと知っていただくため、4コマ漫画を掲載することにしました。「育児休業」、「介護」、「セクシュアル・ハラスメント」等テーマごとに現状や課題を、毎月わかりやすく取りあげていきます。

問い合わせ 人権課 人権係(支所・内線273)